## ⑤インターネットによる差別事件

鳥取県では、「鳥取ループ」が「鳥取県内の同和地区(被差別部落)」という題名のマ ップをインターネット上に流したことに対して、二〇一一年二月二七日、智頭町でひら いた第三八回部落解放智頭町研究集会で「人権侵害救済法」の早期制定とインター ネット上における差別・人権侵害の防止を求める要請を決議し、内閣総理大臣をはじ め法務大臣、衆参議長に対して国会で取り上げ、人権確立のための対策を講じるよう 強く要請した。一方、グーグル社に対しては、「グーグル・マップ」における人権上不適 切な情報の削除を求める要請をおこなった。インターネット版部落地名総鑑といわれ る今回の「鳥取県内の同和地区」マップは、部落差別が存在するなかで、部落の所在 地を流すという部落差別そのものの行為。発覚後、当該の自治体らが法務局へ削除 要請をしたが、いまだに削除されないことから、「部落差別が野放し状態にされ、新た な差別を発生させる可能性がある」とし、早急な対策が急務との観点から今回の決議、 要請となった。内容は、インターネット上における差別・人権侵害を禁止する措置を講 じること、「人権侵害救済法」の早期制定など四項目を要請する。またグーグル社に対 しては、当該マップの説明文に「鳥取県も公認の差別対象地域です」「この近くに住む と就職や結婚を断られたりする」「この付近の出身と分かると商売での取引も敬遠され る」などの記述があるが、明らかな偏見、差別であるとし、これは閲覧者に差別心や偏 見を与えることから、差別を助長する行為となり、当該地域の住民の人格権を著しく侵 害する行為であり即刻削除すべき、と強く要請した。

東京では、インターネット上のマンション口コミ掲示板で、東京都墨田区、木下川地域に隣接する江戸川区に建設された大規模マンションをめぐり、近隣の皮革工場や木下川地域に関する差別書き込みがなされていることが、二〇〇九年一一月、一人の区民から墨田区・江戸川区行政への手紙で発覚した。差別書き込みの内容は「川の向こうは江戸時代からのo落地区ですよ皮革なんかの業種はそのせい」「ぶらく地帯(皮なめし工場)のにおいでしょ。」などであり、地域で操業している油脂工場の会社名なども複数書かれていた。墨田区・江戸川区・東京都は差別書き込みのある三つの掲示板の管理者に削除要求を行うとともに、東京法務局に対しても取り組みを要請した。こうした取り組みによって問題の箇所は削除された。

二〇一〇年一月、部落解放同盟東京都連合会と墨田支部はホームページを運営している管理者・(株) A社に対し、差別書き込みを放置していた原因を明らかにし、再発防止策の確立と同和問題研修の実施を求め、(株) A社は、木下川地域フィルドワーク・現地学習に取り組んだ。また、墨田区・江戸川区が、マンション販売会社や入居後の管理会社に対しても啓発を行った。二〇一〇年三月二七日、墨田支部はマンション販売会社B不動産と話し合いの場を設け、事実経過報告をうけ、「販売にあたって、購入希望者に地域の仕事や臭気について具体的に説明していく」ことを確認し、同年五月に地域フィルドワークを実施した。入居者と木下川地域住民が共存していくため

に、ひきつづき地域への正しい理解を求める取り組みを要請した。

兵庫県では、「A社なりすまし差別メール事件」がおきている。二〇〇九年一月、ひょうご部落解放・人権研究所に「許すことが出来ない差別」とのタイトルで、「私にはA社に勤める幼馴染がいます。(中略)幼馴染の職場の同僚を中傷する部落差別メールが届いたそうです。(中略)A社様も被差別部落への差別をなくすため、また企業の社会的責任を追及するためご協力をお願いします」と訴えるメールが届いて発覚した。

A社社員Gによる数々のメールには「部落解放同盟兵庫県連が企業から人権講習受講料等の金銭を獲得するための格好のネタを提供する」「部落解放同盟兵庫県連に対しては攻撃する各企業ごとに部落差別メールをBCCで一通のみ送る。その後我々は同一企業に向けて差別メール攻撃を執拗に繰り返す」「部落解放同盟兵庫県連は我々が送ったメールを頼りに人権教育へ引きずり込むべき企業を決めれば良ろし」といった挑戦的な内容もあれば、「A社の人権を考える同志の会一同」として、「A社の人権教育は疑問符が付く内容だ。人権教育をいま一回やり直せ!」「A社にもっと積極的に働きかけてやってください」というものもあり、県連に送られてきた差別メールには、例えば「お前は詩ね!! 人間様は特殊部落出身のエッターどもと同じ社会で生活するなぞまっぴら御免なんだよ! 顔写真まいてこいつは特殊部落出身のエッターですと知らされるぞ!! びっこでもひいとけ!! 糞チョン部落は今すぐ士ね!! 開同が居る限り差別と偏見は絶対になくならんよ! 差別と偏見無くすにはおめえらが詩ねや!!」(原文ママ)などと書かれていた。

二〇〇八年一月から始まって二〇一〇年三月の二年間で、県連に届いたメールは 五三通、そのうち三四通が差別メールで、研究所にも一八通のメールが届いた。のみ ならず、県連事務所や県連役員の職場には、頼みもしない食品や物品が着払いで届 いたのである。メールの送信先は数多くの企業にまでおよび、人権企業連や労働組合 にも経過を話し、差別メールが届いた場合の対応を依頼してきた。

A社と県連との話し合いのなかで、①二〇〇八年一二月末から社内の不特定多数に頻繁に誹謗・中傷・差別メールが出回っていたこと、②これらのメールは海外を経由して送られていることなどが判明。社内では部落問題に関する研修がされてこなかったことも、事件を助長した要因の一つであった。事件後、全社員に差別メールに対する社長通達を出し、管理職対象・新入社員対象の人権研修を実施したほか、人権パンフレットの配布や人権ミーティングを実施してきた。

実行者を特定するために名誉棄損で被害届を出してから半年が経過した二〇一〇年九月、A社社員Gが強要未遂で逮捕された。Gが他人になりすまし、「Gの人事配置をしてくれなければ、担当者の家族に害が及ぶ」などといったメールを上司に送りつけた容疑だった。Gは約二年半もの間、同僚や特定の社員を誹謗中傷するメールや嫌がらせメールを、インターネットカフェから海外のサーバーを経由して三〇〇通ほど送っており、パソコンの記録からGが浮上した。全てのメール送信や物品の発注もGによ

る仕業だった。「自分の人事異動を早期に可能にするため、会社が困ることを考えて 差別問題のメールを発信した」という身勝手な動機から、最初は職場の同僚に対する ありもしない誹謗中傷メールにはじまり、上司になりすまして他企業へもメールを送りつ けた。身勝手な理由で部落差別を利用して発信されたものだった。

二〇一〇年一二月一日に、強要未遂の罪により「懲役一年六か月、執行猶予三年」の判決が出されたが、その根底に部落差別があることを裁判では、全くふれられなかった。Gは過去にも同様の差別事件を起こしていたが、最初は執行猶予となり、次の就職先でも差別事件を起こしていた。